

令和5年度 ICT を活用した糖尿病性腎症等重症化予防に係る保健事業業務委託 仕様書

1 業務名

令和5年度 ICT を活用した糖尿病性腎症等重症化予防に係る保健事業

2 業務目的

福島県の国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の一人当たりの医療費は年々増加しており、医療費の適正化が課題となっている。その中でも人工透析は医療費が年間 500 万円/人と高額であり、生活習慣を改善し、人工透析の前段階である慢性腎臓病（CKD）の進行を食い止めることが必要である。本取組は、人工透析の予防につながるるとともに、被保険者の生活の質の向上に大きく影響し、医療費全体の適正化に資するものである。

3 委託期間

委託契約の締結日から令和6年3月31日まで

4 事業の概要

人工透析を予防するため、前段階である慢性腎臓病（CKD）の重症度を表す指標の一つである腎機能（GFR 値：糸球体濾過量）が一定以上である被保険者（CKD「G3b」及び「G3a」）に対し、保健指導を行うことにより、被保険者の生活習慣の改善を図る。

5 業務内容

（1）被保険者に対する保健指導業務

慢性腎臓病（CKD）である対象市町村の国保被保険者（以下「候補者」という。）のうち、事業対象候補者本人の同意が得られた者（以下「対象者」という。）に対して、食事療法等の適切な保健指導を行う。

- ① 保健指導は保健師、看護師又は管理栄養士等、保健指導を行う知識及び技術を習得した者が行うこと。
- ② 保健指導は対象者の生活習慣の改善に資するものであり、指導後も対象者が生活習慣を維持できるようなプログラムにすること。
- ③ 指導の際に必要な教材等については、受託者が作成すること。なお、使用前に県に教材内容を提示すること。
- ④ 指導時間については、平日の昼間だけでなく、可能な範囲で平日の夜にも実施する等、対象者が指導を受けやすいよう工夫すること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の状況下でも、効果的に保健指導を行うことができるよう、指導の内容については、ICT を活用する等の工夫があること。オンラインで

指導を実施する場合は、対象者が通信機材等を使用できるよう、必要なフォロー体制をつくること。

なお、保健指導の詳細については、受託者と協議の上、決定する。

(2) 候補者の抽出

候補者は、福島県が選定する事業実施市町村（3～5市町村、合計人口は15万人以上）から40名程度、以下の条件で抽出する。

なお、慢性腎臓病（CKD）ステージは、直近の特定健康診断等の結果に基づくものとする。

ア 国民健康保険被保険者 40名程度

イ 対象年齢：40歳以上 69歳未満

ウ 腎機能（GFR 値）：45～59（軽度～中等度以下、G3a）※
30～44（中等度～高度以下、G3b）

※対象者については、対象市町村決定後、市町村の状況に応じて県と協議の上調整する。

(3) 対象者の募集

事業対象市町村において、(2)の条件に該当する者を抽出後、候補者に対してリーフレット等の案内を送付する。

リーフレットの作成及び申込みの受付は受託者が行う。リーフレットについては、候補者が事業に関心を持ち、参加を動機づけることを目的とし、工夫した内容とすること。

(4) 保健指導後の調査

受託者は、保健指導終了後、速やかに指導効果等の調査を行い、生活習慣が改善され、維持できているかを分析、検証すること。

その他、業務内容やスケジュール等について変更や疑義がある場合は、随時、県、実施市町村及び受託者が三者協議の上、決定するものとする。

6 想定スケジュール

時 期	内 容
令和5年5月～8月	・ 健診結果等から該当者を抽出 ・ 参加者募集（リーフレットの送付）、決定

令和5年9月～12月	・受託者による保健指導
令和6年1月以降	・受託者による定着度調査
令和6年1月以降	・定着度調査
令和6年2月以降	・成果報告書の作成

7 納品等

(1) 納品

受託者は、業務終了後、速やかに以下のとおり業務実施報告書等を県へ報告すること。期限は令和6年3月29日（金）までを厳守すること。

- ①業実施報告書（様式任意）
- ②業務完了報告書（契約書様式）
- ③対象者の生活習慣改善状況に係る報告書（様式任意）

(2) 形式

- ①紙媒体は、A4判縦長横書き印刷を原則とする。
- ②電子媒体は、DVD-R等により提出すること。

(3) 納品場所

福島県保健福祉部国民健康保険課又は別途県が指定する場所

8 留意事項

(1) 個人情報の取扱い

本業務は、個人情報を多く取り扱うため、委託業務の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを慎重かつ適切に行わなければならない。また、本仕様書に基づく業務を行うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

受託者は、本業務により知り得た情報などを他の者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(2) 協議事項

次の事項については、県と協議すること。

- ① やむを得ない事情等により、本仕様書の変更を必要とする場合
- ② 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合
- ③ 委託業務において質疑が生じた場合
- ④ 災害等の影響がある場合

(3) 委託業務の明記

業務実施に当たっては、福島県委託業務である旨を明記すること。

9 支払条件等

(1) 検査及び支払方法

受託者は業務終了後、「7 納品等」のとおり、県に報告書を提出する。

県は当該業務に係る検査を行い、結果を受託者に通知する。この通知をもって、受託者は検査に合格したものとし、受託者は請求書を県に提出する。

県は、請求書を受領後、受領日から30日以内に受領した請求書に係る金額を支払う。
なお、受託者は、成果指標の測定に必要な資料の提供について協力すること。

(2) 成果指標及び評価方法

ア 事業完遂率

(事業完遂率) = (事業完遂者) / (事業対象者)

対象者のうち、保健指導プログラムを完遂した者の割合を算出する。

なお、目標値は90%とする。

イ 生活習慣改善率

生活習慣の改善は、本事業の目的である医療費適正化のための慢性腎臓病の進行予防との因果関係が強いことから、生活習慣改善率を成果指標として設定する。

(改善者率) = (自己管理行動指標のステージ改善者/事業完遂者)

以下の表「自己管理行動指標(案)」のステージが、指導実施前と比較して実施後に改善している者を改善者とする。ただし、プログラム実施前の自己管理行動指標のステージが無関心期であった者は、実施後準備期以降になった場合のみ生活習慣が改善されたと判断し、また、プログラム実施前に維持期であった者は、実施後、維持期であった場合も生活習慣が改善されたものと判断する。

対象者の指導前後の自己管理行動指標のステージは、保健指導実施者(保健師、栄養士等)からの指導報告書や、対象者へのアンケートを踏まえ、受託者が判定する。受託者は、事業終了後速やかに、指導前後の対象者の生活習慣の状況(自己管理行動指標の判定ステージとその判定理由)に関する報告書及び対象者の指導報告書等(7 納品等(1)③)により県に結果報告を行う。

自己管理行動指標は県及び受託者で協議し決定する。

なお、改善率の目標値は80%とする。

表 自己管理行動指標（案）

ステージ	内容
無関心期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事療法を受ける、又は現状の食事を変えるつもりはない。 ・ 食事療法の知識が全くない。
関心期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事療法に関心があり、必要性を理解しているが取組んでいない。
準備期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の食生活の問題が分かり何らかの取組を一つでも始めている。
実行期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示摂取量を理解している。 ・ 対処の助言を得ながら改善策を立て取り組むことができる。
維持期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事療法の継続。 ・ 自分で食事療法の改善策を立て取り組むことができる。

ウ その他の成果指標

上記ア及びイの成果指標のほか、受託者は独自の成果指標及び成果指標算定方法を提案できるものとする。ただし、成果指標は本事業の目的に沿ったものとし、受託者は当該成果の達成が将来的な医療費適正化に資する理由等を示すこと。

また、保健指導期間又は年度内に測定し、評価が可能である成果指標とすること。

（独自の成果指標の例）

- ・ 事業による身体的変化（血圧、摂取食塩量等）に基づく指標
- ・ 慢性腎臓病（CKD）ステージの変化に基づく指標

（3）支払条件

委託料の支払条件は以下のとおりとする。

本事業は、本県でモデル事業として行うものであり、対象者の完遂率や生活習慣の改善率について複数年の実績がないことから、受託者のリスクを考慮し、成果に連動しない固定委託料と、成果に連動する成果連動型委託料を設定した。

なお、固定委託料と成果連動型委託料の合算した金額（以下、「委託事業費」という。）は見積上限額を超えないものとし、それぞれの金額は県と受託者が協議の上、決定するものとする。受託者は、固定委託料と成果連動型委託料のそれぞれに係る費用が分かるように見積書を作成すること。

ア 固定委託料

受託者の事業完了後、県が履行確認を行い、事業に係る必要経費（検査費、通信運搬費、製本費、再委託費）を支払う。

イ 成果連動型委託料

成果連動型委託料は委託事業費から固定委託料を除いた額とし、以下の（ア）から（ウ）を合算した額とする。

（ア）事業完遂率に基づく委託料

(ア) = (事業完遂率/目標値 90%) × (成果連動型委託料の 30%)

(イ) 生活習慣改善率に基づく委託料

(イ) = (改善率/目標値 80%) × (成果連動型委託料の 50%)

(ウ) その他の成果目標に基づく委託料

受託者が提案する成果指標に基づく委託料は、成果連動型委託料の 20%の額とする。

10 委託料金の支払方法

委託料金は、本委託業務完了後に精算払いとする。

11 その他

当仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、随時、県及び受託者が協議して決定する。